

広島県と福山通運株式会社との 包括的連携に関する協定書

広島県を甲とし、福山通運株式会社を乙として、甲と乙は、相互の連携を強化し、県民サービスの向上と広島県内における地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結した。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域社会の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 県産品の販売促進に関する事
- (2) 県政情報の発信・観光振興に関する事
- (3) 地域防災に関する事
- (4) 地域の安全・安心に関する事
- (5) 環境対策・リサイクルに関する事
- (6) 女性の活躍・働き方改革に関する事
- (7) 少子化対策・子育て支援・青少年育成に関する事
- (8) 高齢者支援・障害者支援に関する事
- (9) 健康増進・食育に関する事
- (10) 教育・文化の振興に関する事
- (11) その他、県民サービスの向上、地域社会の活性化に関する事

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲と乙は県内市町等との連携が図られるよう努めるものとする。

(期間)

第3条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙により書面による申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

(協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(疑義の決定)

第5条 本協定の定める事項に関して疑義等が生じた場合及び本協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年6月14日

甲 広島県
代表者 広島県知事

湯崎 英彦

乙 広島県福山市東深津町四丁目20番1号
福山通運株式会社
代表取締役社長

小丸 成洋